

伊奈町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊奈町犯罪被害者等支援条例（令和5年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害（負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害で、医師の診断により当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であった者であって、3日以上病院又は診療所に入院することを要したものに限る。ただし、当該疾病が精神疾患である場合にあっては、3日以上労務に服することができない者その他町長が認める者に限る。以下同じ。）をいう。

(2) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて町内に住所を有していたものをいう。

(見舞金の種類及び額)

第3条 条例第8条に規定する見舞金（「以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

(遺族見舞金の支給対象)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害者の死亡の当時において、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族のうち次項及び第3項の規定により第1順位遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）とする。

2 前項の遺族の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の

子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母にあつては、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(傷害見舞金の支給対象)

第5条 傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときから第8条の規定による申請を行うときまでの間、引き続き町内に住所を有している犯罪被害者（同条の規定による申請を行うときにおいて、町内に住所を有していない者であつて町長が認めるものを含む。）とする。

(見舞金の支給の制限)

第6条 町長は、次に掲げる場合は、見舞金を支給しない。

(1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と当該犯罪行為の加害者との間に次のアからウまでのいずれかに該当する親族関係があつたとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。）

ウ 三親等内の親族（ア又はイに掲げるものを除く。）

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する行為があつたとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為

イ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたとき。

イ 集団的、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切であると町長が認めるときは、見舞金を支給する。

(遺族見舞金の額の調整)

第7条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）は、当該傷害見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、第3条第1号に定める遺族見舞金の額から、支給を受けた当該傷害見舞金の額を控除して得た額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、第4条第4項前段の規定により選任された代表者。以下この条において「遺族見舞金申請者」という。）は、伊奈町遺族見舞金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 遺族見舞金申請者の住民票の写し

(3) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(4) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡のときにおいて事実上婚姻関係と同様の事情にあつ

た者であるときは、その事実を認めることができる書類

(5) 遺族見舞金申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(6) 遺族見舞金申請者が第4条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われたときにおいて犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(7) その他町長が必要と認める書類

(傷害見舞金の支給申請)

第9条 傷害見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者（以下「傷害見舞金申請者」という。）は、伊奈町傷害見舞金支給申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 傷害を負った日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書

(2) 傷害見舞金申請者の住民票の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(見舞金の支給申請の期限)

第10条 見舞金の支給申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給決定等)

第11条 町長は、第8条又は第9条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに見舞金の支給の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定を行ったときは、伊奈町見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書（第3号様式）又は伊奈町見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(見舞金の請求)

第12条 前条第2項の規定により見舞金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、その支払いを請求しようとするときは、伊奈町見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）請求書（第5号様式）を町長に提

出しなければならない。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第13条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めるものとする。

(1) 第6条に規定する見舞金の支給の制限に該当するため、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めることが適当であると町長が認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は見舞金の支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めることが適当であると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、伊奈町見舞金支給決定取消通知書(第6号様式)により、通知するものとする。

(報告等)

第14条 町長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 町長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等、医療機関その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は傷害を受けた犯罪被害者について適用する。